

使用水量・料金等のお知らせについて

お客様にお使いいただいた水量を量るため、2ヶ月に1回検針員がお伺いし、メーター検針を行っています。(検針日は地域によって異なります。)メーター検針では、メーターに表示される数値を確認し、「使用水量・料金等のお知らせ」をその場でプリントし、皆様にお届けしています。

ここでは【使用水量・料金等お知らせ】の読み方について、説明します。

このお知らせでのお支払いは出来ません。

使用水量・料金等のお知らせ

① 新町1-26
釜石市水道事業所

様

② ① 使用者番号 10-9876-05

③ ② 使用期間 H20.2.2 - H20.4.1 60日間
検針日 H20.4.1 口径 25 m/m

④ ③ 下水 公共下水 ⑤ 用途 家事用
メーター番号 000123 検針員

A+B+C 使用水量 (m ³)	(A) 今回水量 (m ³)	(B) 前回水量 (m ³)	(C) メーター交換まで (m ³)
⑥ 37	1431	1344	

のため m³で認定しました。

⑦ ④ 予定請求月	④ 予定合計金額 (円)	振替日・納期表
4	14,020	20/4/25

⑧ ④ 内訳 予定水道料金 7,220	④ 予定下水道料金 6,300
---------------------	-----------------

⑨ ④ 使用水量の2分の1の水量 44 m³で計算(※増徴有は裏面参照)

⑦ ④ 予定請求月	④ 予定合計金額 (円)	振替日・納期表
5	13,670	20/5/26

⑧ ④ 内訳 予定水道料金 7,050	④ 予定下水道料金 6,520
---------------------	-----------------

⑩ ④ 使用水量の2分の1の水量 43 m³で計算

⑪ ④ お支払方法 口座制

⑫ ④ 通信欄

お問い合わせは水道事業所料金係まで。 TEL 23-5881
 ◎裏面もご覧ください。
 ※口座振替ご利用の方へ

水道料金等口座振替済領収証

年月分	振替日	使用水量 (m ³)	水道料金 (円)	下水道料金 (円)	合計料金 (円)
1	1/25	41	6,720 (320)	6,260 (290)	12,980 (610)
⑬ 2	2/25	41	6,720 (320)	6,260 (290)	12,980 (610)

上記の通り振替させていただきましたのでお知らせします。
 ()内の金額は、料金に含まれている消費税額です。

釜石市水道事業所企業出納員

※上記内容は「使用水量・料金等のお知らせ」の一例です。

- ① 給水装置設置場所の住所、使用者名です。
- ② 使用者番号です。
お問い合わせの際は、こちらの番号をお知らせください。
- ③ 今回の使用期間です。
前回検針日の翌日(使用開始日)から今回検針日までとなります。
- ④ 検針日：今回のメーター検針を行った日です。
下 水：下水道加入の有無、区別(公共下水、農業集落排水、漁業集落排水)です。
メーター番号：設置しているメーターの番号です。
- ⑤ 口 径：ご使用のメーターの大きさです。
用 途：用途区別(家事用、営業用、団体用等)です。
検針員：担当検針員の名前です。
- ⑥ 料金計算の基となる使用期間中の使用水量です。
使用期間中にメーター交換があった場合、前メーター交換時までの使用水量を加えます。
- ⑦ 今回の検針による予定請求月、使用水量を基に計算した予定請求金額です。
- ⑧ 予定請求額の内訳(予定水道料金、予定下水道使用料)です。
- ⑨ 使用水量を2等分して計算していることの表示です
(端数があるため2等分できない場合はお知らせの裏面参照)
- ⑩ 口座制のお客様は口座振替日です。
納付制、集金制のお客様はお支払い納期限です。
- ⑪ お支払方法の表示です。納付制のお客様には後日納入通知書を郵送いたします。
- ⑫ 検針時にメーターが回っている状態で、お客様の確認が取れない場合等に「漏水の疑いがあります」の表示をいたします。
- ⑬ 口座振替をご利用いただいているお客様の3ヶ月前、2ヶ月前の振替結果です。

水道メーター検針での使用水量を2等分し、1ヵ月分の使用水量として計算しています。公共下水道を使用している場合は、水道メーターの使用水量が下水道の排水量となります。※水量が奇数のため2等分にならない場合、その端数分は検針日の属する月分の水量に加え計算します。

<水道料金の計算方法>

例) 口径 25mm 一般用 今回検針日 4月1日 (前回検針日 2月1日)

使用期間2月 2日～4月1日の 60日間での使用水量が「87 m³」であった場合

1) 使用水量を2等分します。

2) 請求月4月分は「44 m³」として計算します。

基本料金(10m³まで)1,440円+従量料金(34m³)5,440円+消費税(5%)344円=7,224円となります。
(10円未満は切捨て)

3) 請求月5月分は「43 m³」として計算します。

基本料金(10m³まで)1,440円+従量料金(33m³)5,280円+消費税(5%)336円=7,056円となります。
(10円未満は切捨て)